

後期高齢者医療制度に関する要望書

令和における後期高齢者人口の増加や人生100年時代を見据え、後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保するとともに、保健事業等を通じた健康寿命の延伸を図るため、以下の事項について国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

記

1 窓口負担のあり方について

後期高齢者の窓口負担割合の見直しや配慮措置の円滑な運用を行うに当たり、国はシステム構築等について早期に準備を行い、それらについて速やかに広域連合に情報提供をするとともに、広域連合等と連携し被保険者への情報提供や丁寧な説明を行うこと。

また、広域連合とその構成市町村が周知・広報に要した費用や窓口負担割合の見直しにより新たに生じる費用については、国による財政支援を行うこと。

2 ICT化の推進について

デジタル社会の形成を推進するデジタル庁が創設されるなか、後期高齢者医療制度においても診療報酬や療養費の請求について、電子（オンライン）請求による更なるICT化を推進すること。

また、国による統一した基準や規格等を整備し、必要な予算措置を講ずること。

3 マイナンバー制度関連について

令和3年度の後期高齢者に対するマイナンバーカードの取得促進に係る取組について、J-LISと遺漏ない調整を行った上で、各広域連合に適切な抽出ツールを提供すること。

また、後期高齢者に対する周知を円滑に実施するための十分な準備期間や必要な調整を行い、実施に要したすべての費用を補助の対象とすること。

なお、広域連合によるマイナンバーカード交付申請書の送付対応については、広域連合の負担が大きいため、令和3年度までとすること。

4 財政関連について

後期高齢者医療制度の安定的な運営に必要な財政支援について、地方公共団体や保険者等関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加や財政安定化基金を保険料の増加抑制に活用できる仕組みを恒久化するなど、高齢者だけが負担増とならないよう対策を講ずること。

また、制度改正に伴う市町村システムの改修費用については、全額、国による財政支援を行うこと。

さらに、国保総合システムの次期更改に当たり、システムが極めて公共性が高い重要なインフラとしての役割を担っていることに鑑み、保険者に新たな財政負担が生じないよう十分な財政支援を行うこと。

5 制度の運営体制について

団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年問題を踏まえ、広域連合の運営体制について、制度の安定的かつ継続的な運営のため、国の中長期的なビジョンを早期に示すこと。

また、財政制度等審議会において、後期高齢者医療の財政運営の責任主体を都道府県に移管すべきと指摘されているが、このことに関する国における検討状況や今後の見通しについて明らかにすること。

さらに、広域連合へ職員を派遣する市町村に対して、地方財政措置の充実を図り、職員定数上の緩和措置を設けるなど、派遣しやすい環境を整備すること。

6 新型コロナウイルス感染症対策関連について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免については、減免措置に要する費用を全額財政支援すること。

7 大規模災害などについて

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した被保険者に対する保険料減免、一部負担金の免除及び実施するための財政措置を令和3年度以降も継続すること。

また、将来的に減免及び免除を縮小、終了する場合には、激変緩和措置を講ずるとともに、国の責任において被保険者への周知を徹底すること。

8 保険料の軽減措置について

元被扶養者に対する所得割額の賦課については、「賦課開始時期を引き続き検討する。」とされているが、低所得者等の生活に大きな影響を与えるものであるため、現行制度を継続すること。

9 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

今後も安定的かつ継続的な事業実施ができるよう、財政運営と人材確保により一層の充実と恒久的な支援を行うこと。

以上

令和3年7月14日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾 俊彦

